

令和5年4月23日執行

川口市議会議員一般選挙

指 定 施 設 等 に お け る
不 在 者 投 票 事 務 処 理 要 領

川口市選挙管理委員会

凡

例

法・・・公職選挙法

令・・・公職選挙法施行令

則・・・公職選挙法施行規則

「様式」及び「例」中、ゴシックは記載例です。

目次

一 不在者投票のできる者は	1
二 不在者投票のできる期間及び時間	1
三 不在者投票事務の管理者	2
四 不在者投票管理者の主な仕事	2
五 不在者投票管理者の心得	2
六 施設における公正の確保について	3
七 不在者投票の手續について	4
八 投票の要項	7
九 不在者投票の手續の変更	16
十 不在者投票の経費	16

不在者投票は投票日に投票に行くことができないかたが投票日の前に投票をすることができる制度です。

不在者投票制度は、投票所において投票するという原則の例外であるため、個々の手続について詳細な規定が設けられており、この規定に反した不在者投票は無効となるので、次の手続に十分注意して誤りのないようにしてください。

不在者投票を行うことができる施設	
① 指定病院（指定介護老人保健施設を含む。）	都道府県の選挙管理委員会が指定する施設（以下「指定施設」という。）
② 指定老人ホーム	
③ 指定身体障害者支援施設	
④ 指定保護施設	
⑤ 国立保養所	
⑥ 刑事施設、労役場、監置場、警察留置場	
⑦ 少年院、少年鑑別所及び婦人補導院	

一 不在者投票のできる者は

①～⑥の施設に入院若しくは入所している選挙人（選挙権を有する者。以下同じ。）で不在者投票事由に該当すると見込まれる選挙人及び⑥、⑦の施設に收容されている選挙人で選挙の当日、收容されていると見込まれる選挙人については、それぞれ入院、入所し又は收容されている施設において不在者投票をすることができます。

1 指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、指定保護施設（以下「指定施設」という。）又は国立保養所に入院又は入所している場合

(1) 入院又は入所している指定施設等が選挙人の属する投票区の区域外にある場合には、選挙の当日において入院又は入所していると見込まれる選挙人（法 49①、法 48 の 2①Ⅱ）

(2) 入院又は入所している指定施設等が選挙人の属する投票区の区域内にある場合には、選挙の期日において歩行が困難であると見込まれる選挙人（法 49①、法 48 の 2①Ⅲ）

歩ける選挙人は、原則どおり選挙の当日、投票所へ行き投票することになります。

※通所や、デイケア等入院又は入所していない選挙人は不在者投票できませんので注意してください。

2 刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少女鑑別所又は婦人補導院に收容されている場合

選挙の期日において收容されていると見込まれる選挙人（法 49①、法 48 の 2①Ⅲ）

二 不在者投票のできる期間及び時間

選挙期日の告示の日の翌日から選挙期日の前日まで毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで投票することができます。（令 58、142 の 2、法 270、270 の 2）川口市選挙管理委員会への投票用紙の請求などの手続は、選挙期間の告示の日以前においてもすることができます。（令 50）

三 不在者投票事務の管理者

入院又は入所若しくは収容されている選挙人が行う不在者投票の事務は、次の者が不在者投票管理者となり行うことと定められています（令 55④⑧⑨、法 49①）。

施設の種類		不在者投票管理者	左記の者が欠けた場合等に不在者投票管理者となる者
指定施設	病院（介護老人施設を含む）	病院の院長	病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師
	老人ホーム	老人ホームの長	老人ホームの長の職を代理すべき者
	身体障害者支援施設	施設の長	施設の長の職務を代理すべき者
	保護施設	施設の長	施設の長の職務を代理すべき者
国立保養所		所長	所長の職務を代理すべき者
刑事施設、労役場、監置場又は留置場		刑事施設の長又は留置所の留置業務管理者	刑事施設の長又は留置所の留置業務管理者の職務を代理すべき者
少年院		少年院の長	少年院の長の職務を代理すべき者
少年鑑別所		少年鑑別所の長	少年鑑別所の長の職務を代理すべき者
婦人補導院		婦人補導院の長	婦人補導院の長の職務を代理すべき者

※候補者や外国人は不在者投票管理者になることができません（令 55⑧）

四 不在者投票管理者の主な仕事

- 1 不在者投票に関する手続きのすべてについて最終的な決定権をもつこと。
- 2 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行すること。
その担任する事務の主なものは次のとおりです。
 - (1) 選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること（令 50④）。
 - (2) 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を選挙人に渡すこと（令 53④）。
 - (3) 投票用紙、投票用封筒（及び不在者投票証明書）を点検すること（令 58①・②）。
 - (4) 立会人を選び、不在者投票に立ち合わせる（令 58③、令 56③）。
 - (5) 不在者投票記載場所の設備を（令 58④、令 32）。
 - (6) 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること（令 58④、令 56④・⑤）。
 - (7) 不在者投票を送致すること（令 60①）。

五 不在者投票管理者の心得

- 1 不在者投票制度は、一般の投票の例外的な取扱いですので、法令を遵守し、特に投票の秘密保持、投票に対する干渉等のないようにしてください。
- 2 不在者投票事務の管理執行に当たっては、川口市選挙管理委員会と密接な連絡をとり、その指導のもとに間違いのないようにしてください。
- 3 指定施設での不在者投票は、川口市選挙管理委員会とともに検討の上、できるだけ余裕を持った日時に行うよう配慮してください。

六 施設における公正の確保について

不在者投票事務については、その公正性に疑念を抱かれることのないよう特段の配慮をしてください。

なお、指定施設等における選挙運動については、次のような制限があります。

1 不在者投票管理者は、不在者投票に関してその者の業務上の地位（その者の日常の職務上有する影響力）を利用して選挙運動をすることができませんので注意してください（法 135②）。例えば不在者投票管理者が施設の入所者に対し特定の候補者への投票を呼びかける等は、一般的にはこれにあたりと考えられます。

また、指定施設等の関係者が市長又は市議会議員その他各種公職にある場合又は選挙に立候補した場合には、不在者投票事務の公正が疑われることのないよう特に御留意ください。さらに、不在者投票管理者が公務員である場合には国家公務員法又は地方公務員法の規定に基づく政治的行為（選挙運動を含む。）の制限があるほか、その地位を利用して選挙運動をすることは禁止されています。（法 136 の 2）

2 条例により公営ポスター掲示場が設置されている場合、選挙運動用ポスターを公営ポスター掲示場以外の場所に掲示することは一切できないとされていますので、病院や施設の室内や廊下等に選挙運動用ポスターを掲示することは一切できません。（法 142 の 2）

3 何人も、病院、診療所その他の療養施設においては、いかなる名義であっても、選挙運動のための演説や連呼行為をすることができません。

したがって、施設内においては個人演説会、政党演説会、政党等演説会、政談演説会、推薦演説会といった演説会は一切開催できません。（法 166）

4 何人も選挙に関し、投票を得若しくは得さしめ又は得さしめない目的をもって戸別訪問をすることが禁止されています。指定施設において、入院患者（入所者）のいる各部屋を訪問し、投票依頼をすることも一般的には戸別訪問の禁止行為に該当します。（法 138）

また、選挙運動のために、部屋毎に特定の候補者の氏名等を言い歩く等の行為も、戸別訪問に該当するものとして禁止されています。

5 何人も、選挙の期日（ただし、無投票の場合にあつては、その旨を選挙長が告示した日）後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつをする目的をもって各部屋を戸別訪問することはできません。（法 178）

6 選挙管理委員会のホームページに掲載されている候補者情報や選挙公報のページをプリントアウトして頒布したり掲示したりすることは、違法な文書図画の頒布又は掲示にあたるため、禁止されています。（法 142、143）

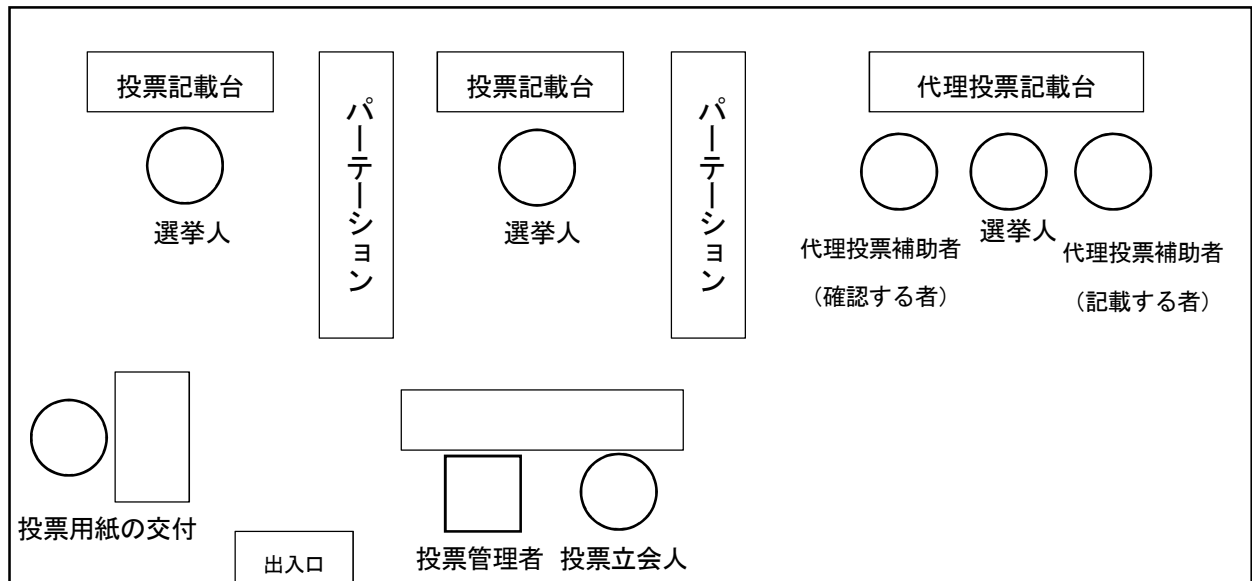
七 不在者投票の手續について

- 1 用紙類（あらかじめ準備しておくもの）
 - (1) 投票用紙及び投票用封筒の請求依頼書
 - (2) 投票用紙及び投票用封筒請求書
 - (3) 請求書別紙（不在者投票事務処理カード）

2 投票記載場所

不在者投票管理者は、あらかじめ投票記載場所を設けなければなりません。

【投票記載場所の設置例】



- (1) 投票記載場所は、他人が選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正が行われることがないように、相当の設備をしなければなりません(令 58④、令 32)。
- (2) 投票所内の設備は、投票管理者、投票立会人席からよく見通し得るように配置してください。また、投票の秘密を守るため代理投票記載台は、できる限り一般の投票記載台と離して設置してください。
- (3) 投票記載場所には、市の投票記載場所にあるような候補者の氏名等の掲示や、ポスター掲示場にあるような候補者の選挙運動用ポスター等の文書の掲示はできません(法 175 ②、令 125 の 4、法 145①)。
候補者の氏名等がわからない旨の選挙人からの申し出があった場合には、選挙公報や新聞等を見せるようにしてください。

<ベッドの上での投票>

原則は不在者投票管理者があらかじめ設けた投票記載場所で不在者投票しますが、重病等により歩行が困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立ち会いがある限り、ベッドの上でもできます。

この場合は、カーテン、衝立等を使って秘密を保持するとともに、不正の防止や文書の掲示についても投票記載場所での投票と同様に十分注意しなければなりません。

3 不在者投票に立ち会う者(立会人)の選任(令58③、56③、法49⑩)

不在者投票管理者は、選挙権を有する者を立会人として必ず不在者投票に立ち合わせなければなりません。この立会人を欠く投票は無効になります。

また、不在者投票管理者は、不在者投票を行う際、市区町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされました。

具体的には、

- | |
|---|
| (1) 市区町村の選挙管理委員会の選定した立会人(外部立会人)が立会う
(2) 立会人は従来どおり施設職員などの中から選任し、不在者投票実施の際に市区町村の選挙管理委員会職員などの確認を受ける
(3) それ以外の方法(具体的な内容は市区町村の選挙管理委員会と協議の上、決定) |
|---|

のうちのいずれかを行うこととなりますが、現在、川口市では(1)は行っておりません。よって、(2)を実施しております。

- | |
|--|
| (2) 立会人は従来どおり施設職員などの中から選任し、不在者投票実施の際に市区町村の選挙管理委員会職員などの確認を受ける場合 |
|--|

従来どおり、不在者投票管理者(施設の長)が、施設職員などの中から立会人を選任し、不在者投票を実施するものです。

注 意

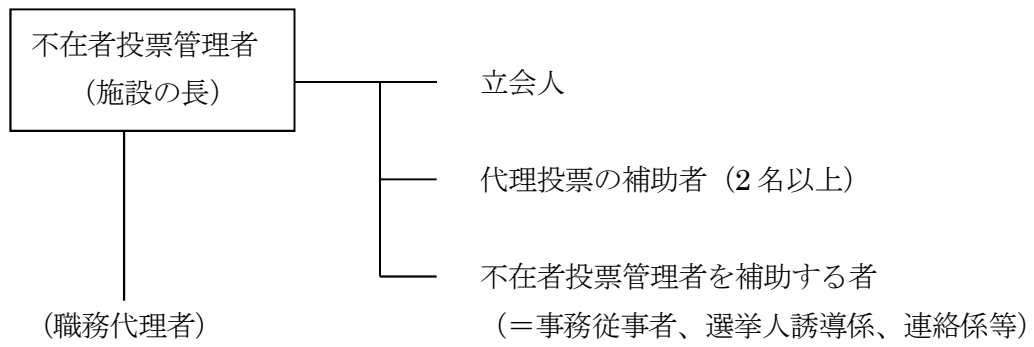
立会人は、公益代表的な性格を有する者であり、その職務は、選挙の公正を確保するため、何人にも干渉されずに、独立した立場において不在者投票事務の執行を監視することにありますから、次のことに注意してください。

なお、不在者投票管理者である施設長は、立会人を兼ねることはできません。

ア 立会人を施設職員などの中から選任する場合、不在者投票事務の公正さに疑義が生じることがないように特定の候補者又は、政党を支持推薦したり、反対したりしている人でなく、中立公平な人を選任すること。

イ 立会人は立会いに専念し、選挙人の誘導や代理投票の補助などの不在者投票事務を、立会人が行ったりすることが絶対にならないようにすること。

4 事務体制



八 投票の要項（様式及び記載例は指定病院におけるものを示しているため、他の施設においては、これに準じて行ってください。）

(I) 選挙人が不在者投票管理者に依頼して投票用紙及び不在者投票用封筒を請求する場合

①選挙人→不在者投票管理者（施設の長） 投票用紙及び投票用封筒の請求依頼

指定施設等の中で不在者投票をしようとする選挙人は、不在者投票管理者に依頼して、投票用紙及び投票用封筒を請求することができます（令 50④）。

この依頼は、次の様式によって行われます。

(様式) 投票用紙及び投票用封筒の請求依頼書

投票用紙及び投票用封筒請求依頼書						施設で保管
〇〇選挙につき、不在者投票をするため投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することを依頼します。						
甲野病院長 甲野乙郎 様						
依頼 月日	選挙人名簿に記載 されている住所	選挙人氏名	印	生年月日	請求依頼の 種類	備考
/	川口市栄町 3-1-24	山川一郎	山川	昭 5年 3月1日	〇〇選挙	
/	川口市芝 6247	谷田二郎	谷田	大10年 4月3日	〇〇選挙	点字
/				年 月 日	〇〇選挙	
注 点字投票をする人は備考欄に点字と記載すること。						

注 意

- ア 選挙人本人の意思を確認せずに、施設の判断で投票用紙等を請求することはできません。
- イ 意思の確認にあたっては、後で立証できるよう請求依頼書への記入、押印を極力本人に行わせるなど適正に行ってください。
- ウ 家族等、選挙人以外から依頼があっても請求できません。
- エ 病状や認知症により選挙人の意思が確認できないときは請求しないでください。

②不在者投票管理者（施設の長）→選挙管理委員会委員長 投票用紙及び投票用封筒の請求

選挙人から①の依頼があった場合には、不在者投票管理者は、川口市選挙管理委員会委員長に対して、投票用紙及び不在者投票用封筒を請求します（令 50④）。

この請求は、次の様式によって行います。（則 8 の 2）

（様式）投票用紙及び投票用封筒の請求書

投票用紙及び投票用封筒請求書

別紙記載の選挙人は、何選挙の当日、当（施設名）にあるため、当施設において投票する見込みであり、同選挙人から公職選挙法施行令第 50 条第 4 項の規定による依頼があったので、同選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

- ・ 請求人数（ ）人
- ・ 備考 投票予定日： 月 日

※ 投票用紙等の請求は日数の余裕をもって行ってください。

令和 年 月 日

不在者投票指定施設の名称

所在地	〒 _____		
施設名			
施設長			
電話		担当者	

（宛先）川口市選挙管理委員会

請求書別紙（Bカード）を添付

請求書別紙（全 枚中の 枚目）

市選管へ提出

施設名				非務処理欄（※記入しないでください）	
				請求	・ ・
				交付	・ ・

施設記入欄				事務処理欄（※記入しないでください）				
選挙人名簿に記載されている住所	（ふりがな） 選挙人氏名	生年月日	点 字	投票区	名簿番号	選挙の種類	受理	備考
川口市		明・大・昭・平 年 月 日			—	衆小・衆比・最 参選・参比 知・県・長・議	・ ・	
川口市		明・大・昭・平 年 月 日			—	衆小・衆比・最 参選・参比 知・県・長・議	・ ・	
川口市		明・大・昭・平 年 月 日			—	衆小・衆比・最 参選・参比 知・県・長・議	・ ・	
川口市		明・大・昭・平 年 月 日			—	衆小・衆比・最 参選・参比 知・県・長・議	・ ・	
川口市		明・大・昭・平 年 月 日			—	衆小・衆比・最 参選・参比 知・県・長・議	・ ・	

※ 選挙人から点字による投票の申立ての依頼があった場合は、点字欄に○を記入すること。

注 意

- ア 請求する場合は「請求書」及び「請求書別紙 (B カード)」だけでよく、不在者投票の申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書 (令 52) は必要としません。
- イ 請求のあった選挙人が、船員であり、かつ、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている者であるときは、投票用紙等を請求する際併せて選挙人名簿登録証明書を提示しなければなりません (令 50⑥)。
- ウ 選挙人から点字投票をする旨の申立てがあったときは、その旨を「請求書別紙 (B カード)」の「点字」欄に○を必ず記載してください。
- エ 「請求書別紙 (B カード)」様式中、「選挙人名簿に記載されている住所」欄には選挙人名簿に記載されている住所を記載してください。

③選挙管理委員会委員長→不在者投票管理者 (施設の長)

投票用紙、投票用封筒、一覧表及び送付書の交付又は発送

④不在者投票管理者 (施設の長) →選挙人

投票用紙、投票用封筒、一覧表及び送付書の受理及び受け渡し

川口市選挙管理委員会委員長から投票用紙と投票用封筒 (外封筒、内封筒) を受け取ったら、これを請求依頼した選挙人に渡さなければなりません (令 53④)。

この場合は、投票用紙及び投票用封筒とともに送付された一覧表と対照して、選挙人に誤って渡すことのないよう注意してください。また、点字投票をする旨申し立てたとき交付される投票用紙には、点字投票である旨が表示されています。

なお、この一覧表については、後日、経費請求の際に使用しますので、保管しておいてください。

⑤選挙人 投票

- (1) 不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙と投票用封筒の提出を求めて、投票用紙に候補者の氏名が記載されていないかどうか等を点検します。(すでに記載してある場合には、その投票は無効となるので、市の選挙管理委員会の委員長にその投票用紙と引き換えに、新しい投票用紙の再交付の請求をしてください。)
- (2) 投票記載所において選挙人に自ら候補者 1 人の氏名を記載させ、これを投票用封筒の **内封筒** に入れ、封をさせたうえ、さらに **外封筒** に入れて封をさせ、**外封筒の表面に署名** させて提出させます (点字投票の場合の外封筒の署名は、内封筒を外封筒に入れる前に点字で署名させます。) (令 58①、令 56①)。

(例)

外封筒 (表)	内封筒 (表)		
<p data-bbox="363 255 624 383">〇〇選挙 不在者投票 (外封筒)</p> <div data-bbox="405 427 579 544" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">川口市選挙管理委員会 の印</div> <p data-bbox="424 577 448 943" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">この欄には自分の氏名を書いてください</p> <table border="1" data-bbox="453 584 536 949"><tr><td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">投票者</td></tr><tr><td style="text-align: center;">山 川 一 郎</td></tr></table> <p data-bbox="695 613 730 987" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">選挙人において自署すること。</p> <div data-bbox="312 972 667 1084" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">選管事務処理欄</div>	投票者	山 川 一 郎	<p data-bbox="932 318 1027 347">(内封筒)</p> <p data-bbox="1050 389 1082 450">注意</p> <p data-bbox="954 465 1082 1025" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">この封筒には、何も記載しないでください。 この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした うえ、外封筒に入れてさらに封をしてください。</p>
投票者			
山 川 一 郎			

○投票の立会い

不在者投票管理者は、あらかじめ選任してある**選挙権を有する者1人**を必ず立ち合わせなければなりません(令58③、令56③)。

注 意

- ア 投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人であっても、投票を行う段階で、病状や認知症の悪化などにより投票の意思を確認できないときは、白紙投票させるのではなく、投票させずに投票用紙等は交付を受けた川口市選挙管理委員会へ返してください。
- イ 投票立会人は何人にも干渉されずに不在者投票事務が適正に行われているか常に監視し、選挙の公正を確保しようとするものですので、代理投票の補助や選挙人の誘導などの不在者投票事務を立会人が行うことが絶対にならないようにしてください。
なお、不在者投票管理者である施設長は立会人を兼ねることはできません。

○代理投票

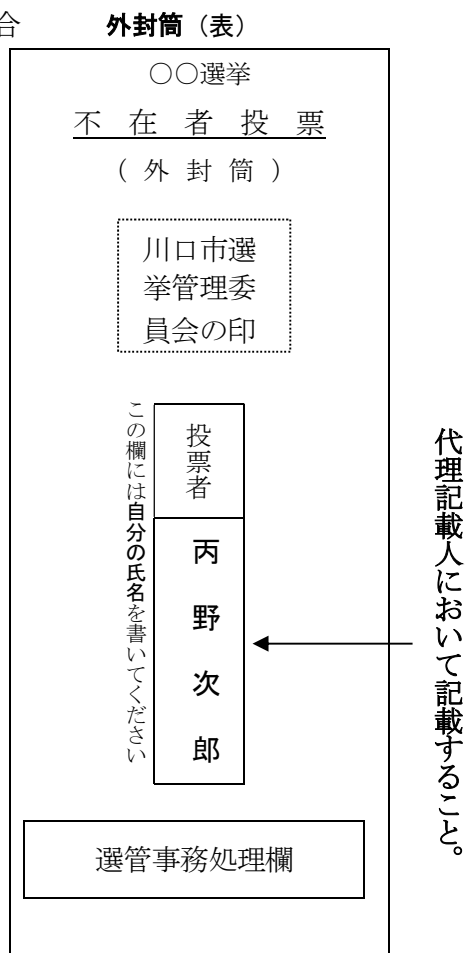
これは、**心身の故障等**のため、自分で候補者の氏名を記載することができない選挙人のために行われる投票の方法です。

【代理投票の方法】

- (1) 選挙人から代理投票の申請があった場合は、不在者投票管理者は立会人の意見を聴き、不在者投票の事務に従事する者の中から補助者2人を選任し、投票記載所においてその1人の立会いのもとに他の1人をして選挙人の指示する公職の候補者の氏名を記載させ、投票用封筒の内封筒に入れ、封をさせ、さらに外封筒に入れて封をさせ、その封筒の表面に選挙人の氏名を記載させ、不在者投票管理者に提出させます(令58④、56④)。

※立会人は補助者になることはできません。

(例) 代理投票の場合



(代理投票の仮投票)

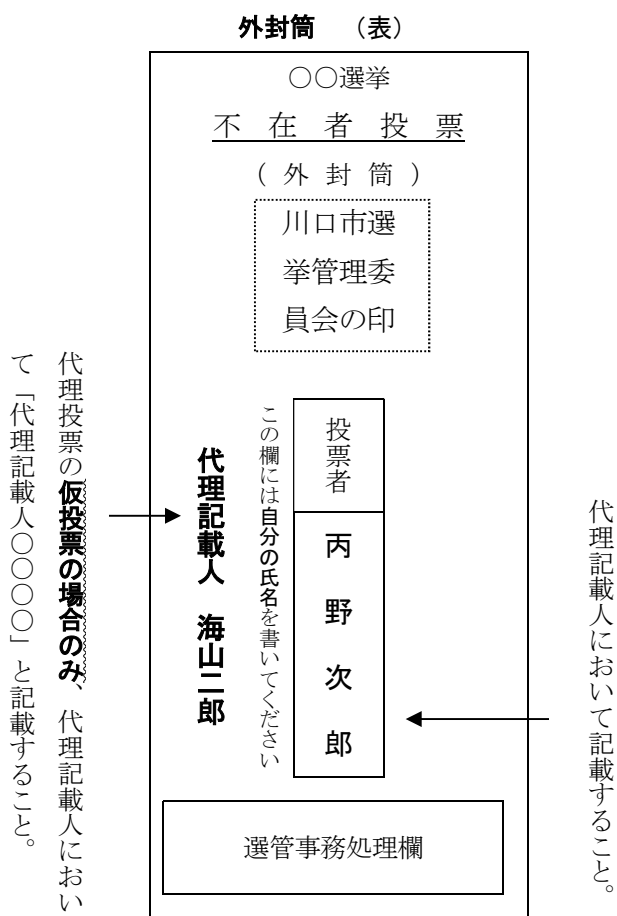
(2) 次のア、イの場合は、**仮投票**をさせなければなりません(令 58④、56⑤、令 41)。

ア 不在者投票管理者が代理投票させるべき理由がないと認め代理投票の拒否をしたところ、申請した選挙人に不服があるとき。

イ 不在者投票管理者が代理投票させることに決定したところ、立会人に異議があるとき。

この場合においては、(1) の手続きによるほか、投票者氏名欄の左欄外に代理記載人の氏名を「代理記載人〇〇〇〇」と記載させ、不在者投票管理者に提出させます。

(例) 代理投票の仮投票の場合



注意

ア 代理投票は選挙人の申請に基づいて行うものですから、**申請がないのに代理投票をさせてはいけません。**

イ 選挙人から申請があった場合には、不在者投票管理者において、当該選挙人が**心身の故障等**により自分で候補者の氏名等を記載できないと認められる場合に限り、立会人の意見を聴いた上で代理投票をさせていただきます。

ウ **認知症**などのため意思疎通できない選挙人の投票用紙に勝手に候補者の氏名等を記入し、投票した場合は、**投票偽造**として罰則(3年以下の懲役・禁錮又は50万円以下の罰金)の適用を受けます。(法 237③)

⑥不在者投票管理者（施設の長）→選挙管理委員会委員長 投票の送致

- (1) 不在者投票管理者は、投票を受け取ったときは、投票用封筒の外封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、立会人に署名させます（令 60①）。

(例)

注意

投票年月日、投票場所及び不在者投票管理者の氏名の記載がない場合並びに立会人の署名がない場合は、投票管理者において不受理と決定されるので特に注意してください。

外封筒（裏）

不在者投票管理者	投票場所	投票年月日
立会人（署名）	甲野病院	令和
川口三郎	甲野病院	年
▲	乙野	月
▲	院	日

不在者投票管理者の記名
立会人の署名
(必ず自書すること)

不在者投票管理者において記載すること

- (2) 投票等送致書を投票済封筒等とともに、送致用封筒に入れて封をし、その表面に、投票が在中する旨明記し、その裏面に記名し、印を押して、直ちに市の選挙管理委員会の委員長に送致してください（令 60①）。

(例) 送致書

投票等送致書		市選管へ
〇〇選挙につき、当施設において行った不在者投票をした者及び不在者投票をしなかった者に係る投票用紙等を送付します。		
令和〇〇年 △月 △日		
所在地	〒332-0031 埼玉県川口市青木2-1-2	
施設名	甲野病院	
施設長	甲野 乙郎	
電話	048-258-xxxx	
(宛先) 川口市選挙管理委員会委員長		
記		
1. 不在者投票をした者		〇〇 人
2. 不在者投票をしなかった者		〇 人

(例) 送致用封筒

表

3	3	2	8	6	0	1
不在者投票在中 (〇〇選挙)						
川口市選挙管理委員会委員長 様						
川口市青木2丁目1番1号						

裏

(所在地) 埼玉県川口市青木2丁目1番2号
甲野病院長 甲野乙郎
(甲野)

(II) 選挙人が直接投票用紙及び不在者投票用封筒を請求する場合

①選挙人→選挙管理委員会委員長 投票用紙及び投票用封筒の請求

指定施設の中で不在者投票をしようとする選挙人は、「不在者投票宣誓書兼請求書」によって川口市の選挙管理委員会に直接、又は郵便をもって請求します（令 50①、52）。この様式は川口市選挙管理委員会のホームページからダウンロードすることができます。

この場合、指定施設等において投票する旨を併せて申し立てる必要があります。

※ 点字投票をしようとする場合はその旨を申し立てること。

②選挙管理委員会委員長→選挙人

投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の入っている封筒の交付

③選挙人→不在者投票管理者（施設の長）

(1) 不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の入っている封筒の提出を求めて、投票用紙及び不在者投票用封筒の点検及び不在者投票証明書の調査をします（令 58①・②）。

(2) 9頁の(1)(2)と同じ方法により、選挙人に投票させ、13頁の(1)(2)と同じ方法により送致してください。

なお、不在者投票証明書は、不在者投票とともに送致用封筒に入れて送致します。

九 不在者投票の手續きの変更

- 不在者投票をしようとして投票用紙等の交付を受けた選挙人が、選挙の期日の前日までに不在者投票をしなかったときは、その投票用紙等を投票管理者に返して、投票所において投票することができます（令64②）。
- 不在者投票をしなかったときは、速やかに投票用紙等を市の選挙管理委員会に返さなければなりません（令64②）。

十 不在者投票の経費

指定施設等における不在者投票に要する経費として、実際に不在者投票をした選挙人1人につき1,073円が交付されます。

不在者投票の経費の請求及び交付の手續は、次のとおりですので、誤りのないようにしてください。

市選管へ提出

請求書

令和 年 月 日

(あて先) 川口市長

所在地	〒 332-0031	
	川口市青木2-1-2	
施設名	(電話番号) 048-258-XXXX	
	※正式名称で記入してください。(例) 社会福祉法人 ○○会 特別養護老人ホーム ○○○○ 医療法人 甲野病院	
請求者	肩書(施設長等)	代表者氏名
	理事長	甲野 乙郎

1. 金 円 (人分 × 1,073円)

ただし、川口市議会議員一般選挙における不在者投票経費として上記の通り請求します。
(内訳は別紙のとおり)

【支払方法】

振込先金融機関	00△△00	(銀行) 金庫 農協	〇×〇	支店	金融機関コード	支店コード
					××××	△△△
フリガナ	イリノキノリ ヲノノリノリ ノリノリ ノリノリ					
振込口座名義	医療法人 甲野病院 理事長 甲野 乙郎					
種 目	1. (普通) 2. 当座		(〇で囲む)			
口 座 番 号	1111111					

※記入上の注意 金融機関名は省略せずに支店名まで記入してください。
振込口座名義は必ず、フリガナを記入してください。

※請求者名と振込口座名義が異なる場合は、以下の委任状に記入してください。

委任状

川口市議会議員一般選挙における不在者投票経費受取の債権について下記の者に委任します。

受領者 (口座名義と同様)	所在地	〒	
	団体名	※正式名称で記入してください。(例) 社会福祉法人 ○○会	
	肩書(施設長等)	代表者氏名	
委任者 (請求者と同様)	施設名:	※正式名称で記入してください。(例) 社会福祉法人 ○○会 特別養護老人ホーム ○○○○	
	肩書(施設長等):	代表者氏名:	

1 経費の請求

不在者投票の経費は、当該指定施設等において、実際に不在者投票をした選挙人について交付されます。投票用紙等を請求しても、投票しなかった者については、経費は交付されませんのでご注意ください。

請求書の送り先は、川口市選挙管理委員会です。

なお、請求書の宛名は、選挙管理委員会ではなく、川口市長となります。

以下、2及び3では、本市に経費を請求する場合について説明します。

2 請求書記載にあたっての注意事項

(1) 請求書の様式について

経費の請求は、⑤の様式による請求書によって行ってください。

(2) 請求印について

① 法人印及び代表者印は不要です。

② 請求金額を書き間違えた場合に、訂正印による訂正はできませんのでご注意ください。

訂正してあった場合は再度提出していただきます。

(3) 支払方法について

支払は銀行振込の方法により行いますので、⑤の請求書に振込先金融機関・支店(フリガナ)、預金口座名義、預金種別(普通・当座)及び口座番号を記入してください。

ただし、請求者名と預金口座名義が違う場合には、請求者の委任状が必要です。

また、口座名義は正確に全て記入してください。

(4) 委任状について

請求者と口座名義人が異なる場合のみ記入してください。受領者(口座名義人)の所在地も記入しますが、請求者と同様の場合はチェックを入れてください。

(5) 投票用紙交付者一覧表(請求書別紙)について

投票用紙を交付した際に同封されてきた交付者名簿(請求書別紙のコピー)を必ず添付してください。なお、不在者投票をしなかった者については、その者に係る部分を二本線で抹消してください。また、交付者名簿を紛失してしまった場合は、川口市選挙管理委員会までご連絡ください。

(別紙)

選挙人名簿に記載されている住所	氏名	生年月日	性別	投票区	名簿番号
川口市栄町3-1-24	山川 一郎	明・大・昭 5. 3.10 生	男 ・ 女	2	4-14
川口市芝6247	谷田 二郎	明・大・昭 5. 3.10 生	男 ・ 女	5	9-17

3 実施報告書について

川口市選挙管理委員会に経費を請求する場合は、請求書及び請求書別紙（一覧表）の他、下記の様式の実施報告書を必ず提出してください。

市選管へ提出	
○ ○ 選挙における不在者投票実施報告書	
* 経費請求書に必ず添付してください。	
施設名称 (所在地) _____ (電話番号) _____ 連絡責任者氏名 _____	
1 入院(所)者数	_____人(印)
2 入院(所)者からの依頼に基づき投票用紙及び不在者投票用目筒を市区町村選挙管理委員会に請求した人数	_____人
3 投票者数	
(1) 施設内で投票した入院(所)者の数 (入院(所)者が市区町村選挙管理委員会に直接投票用紙等を請求した場合を含む。)	_____人
(2) (1)のうち、代理投票を行った入院(所)者の数	_____人
(3) (1)のうち、ベッドの上で投票した入院(所)者の数	_____人
4 不在者投票事務の体制 (投票の際の事務体制を記入してください。)	
(1) 不在者投票管理者の職・氏名	_____
	職 _____ 氏名 _____
(2) 投票立会人の職・氏名 (複数担任した場合はすべての職員につき記入してください。)	_____
	職 _____ 氏名 _____
	職 _____ 氏名 _____
(3) 不在者投票事務(受付、投票用紙交付、選挙人訪尋等)に従事した職員 の職・氏名	_____
	職 _____ 氏名 _____
	職 _____ 氏名 _____
(4) 代理投票を行った2名の補助者の職・氏名 (代理投票を行った施設のみ記入してください。)	_____
	職 _____ 氏名 _____
	職 _____ 氏名 _____

4 請求書の提出期限

前記により、作成した請求書に別紙を添えて、選挙期日後20日以内に、〒332-8601
川口市青木2-1-1 川口市選挙管理委員会 (Tel 048-258-1110) へ送付してください。

注 意

請求書及び請求書別紙一覧表の記載に誤りがあると、支払等の事務に大きく支障が生じます。
請求書に記載する際は重ねて点検をするように(投票していない者の請求など)してください。